

# ドメイン名登録について

---

JPNIC DOM-WG

佐野 晋

97.08.30 S.Sano JPNIC

# 内容

---

- JPNICドメイン名登録に関する方針
- 課題
- 商標との関係

# JPNICドメイン名登録に関する方針

- インターネットの発展を推進し、阻害しない。
  - 迅速, 公平
- 既得権, ユーザからの分かりやすさの両方を尊重する。
  - 既得権 = 既存の登録ドメイン名

# 適用範囲

- JPDメイン( 末尾がjp のドメイン名空間) を管理する.
- JPNICは, 国内の組織, 団体, 個人, サービスなどに対応するドメイン名を, 申請者の要求に基づいて登録をこなう.
- 登録されたドメインより, 下位のドメインについては, 登録者が管理し, JPNICは一切関知しない.

# JPNICによるドメイン名登録

- ドメイン名はインターネット上での資源を一意的に識別するために用いる記号である。
  - たとえば利用可能性, 知的財産権
- JPNICは, ドメイン名の一意性を保証するものであるが, その他のいかなる保証もおこなわない.
- 登録をうけた者は, 登録を受けたドメイン名をJPNICのデータベースに登録する権利と義務を有する.

# 先願主義，形式審査

- 迅速な登録を可能にするために，登録は先願主義，形式審査を原則とする。
  - 登録時のJPNICの裁量を排除
  - 審査の公平性の維持，差別的な適用はしない
  - 迅速な登録業務

# 有限な資源

- 有限な資源ドメイン名は有限な資源であることを踏まえ、また、未来のユーザに対するドメイン名利用の機会を尊重するために、その時点で必要十分なドメイン名の登録を行う。

# 有限な資源

- ドメインは利用すること. 利用しないドメイン名は登録から抹消する.
  - 無駄な(未使用の)ドメイン名を少なくしたい
  - 先取りの防止
  - 利用とはDNSに登録されていること
- 実体に1ドメインを登録する
  - 実体: 組織, 個人, サービスなど
  - 日本国内に実体がある
- 登録されたドメインの譲渡を禁止する.
  - 実態に付随するもの

# DOMAIN登録の課題

- ニーズに答えられているか?
  - 個人, 任意団体, ブランド,
  - 地域, 教育機関, ...
- 複雑なルール, 曖昧なルール
  - 事務量→遅延, 不透明感
- 登録件数の増大への対応
  - 人的リソース, DBシステムの再設計
- 新しい問題
  - 商標権

# 商標とドメイン

## ■ 防衛と利用

- 1) 商標を守る立場・・・防衛が難しい問題
- 2) 商標を使う立場・・・登録できない問題

## ■ 問題と解決

- 商標権の侵害は不正に「利用」したときに発生
  - 登録そのものは商標権の侵害に当たらない
- 1) 侵害した時点で対応すべき
  - 2) 登録時にプレスクリーニングすることで事前に問題の発生を押さえるべき

# DOM-WGの(今の)方針

- プレスクリーニングは難しい
  - 登録と商標権についてのコンセンサスがでない
  - JPNICで行う有効性に疑問
    - 第4レベルは？, コンテンツは？
  - 技術的な問題 — 判定が難しい
- 紛争解決のための環境作りが重要
- 商標に関連するドメインの新規設立は慎重に
  - ブランドドメイン, イベントドメイン
  - 国内・国際の動向に注目

